

重要事項説明書

訪問看護ステーションなごみ

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社つなぐ
代表者氏名	代表取締役 西田 幸太郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府吹田市広芝町 7-26 EPOCH 江坂ビル 408 号室 06-6318-6712
法人設立年月日	平成 29 年 12 月 1 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションなごみ
介護保険指定 事業者番号	吹田市指定 2761690888
事業所所在地	大阪府吹田市広芝町 7-26 EPOCH 江坂ビル 408 号室
連絡先 相談担当者名	06-6318-6712 中島 寛之
事業所の通常の 事業の実施地域	吹田市、豊中市、大阪市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(運営規程記載内容の要約) 訪問看護ステーションなごみの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	(運営規程記載内容の要約) 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 (12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。)
営業時間	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365 日
サービス提供時間	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分とする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 中島 寛之
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 	常 勤 1 名
看護職員 (主として計画作成等に従事する者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	常 勤 2 名 非常勤 32 名
看護職員 (看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常 勤 2 名 非常勤 31 名
事務職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 	常 勤 1 名 非常勤 0 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1 バイタルサインの測定 2 身体状態の把握 3 日常生活上の世話 4 指導や相談

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 6 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【訪問看護・予防介護保険利用者料金表】

〔「1.基本利用単位」+「2.加算」〕 × 「3.地域区分による加算」 × 「4.利用者負担割合」※7がかかります。〔地域区分による加算 4級地 1単位=10.84円〕

1. 基本利用単位		
訪問看護 I 1	20分未満 週に1回以上、日中に30分以上の定期訪問看護が行われている場合のみ算定可能	314単位 (介護予防303単位)
訪問看護 I 2	30分未満	471単位 (介護予防451単位)
訪問看護 I 3	30分以上60分未満	823単位 (介護予防794単位)
訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,128単位 (介護予防1090単位)
訪問看護 I 5	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 20分につき ※8	294単位 (介護予防284単位)
訪問看護 I 5・2超	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 20分につき 1日40分を超える場合に算定（週に20分×6回を限度）	265単位 (介護予防50/100相当を算定)

○次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算となる

- ①前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えていること
- ②緊急時訪問看護加算・特別管理加算及び看護体制強化加算をいづれも算定していないこと

理学療法士等による訪問	緊急時訪問看護加算・特別管理加算・看護体制強化加算	
	算定している	算定していない
看護職員≧リハビリ		8単位減算
看護職員<リハビリ	8単位減算	8単位減算

※予防介護の場合12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算

※7 所得に応じて、自己負担が1割の方と2割と3割の方がみえます。お手元の「負担割合証」をご確認ください。

※8 理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する。

2. 加算			
時間帯による加算	早朝	午前6時～午前8時まで	上記に25%加算
	夜間	午後6時～午後10時まで	
	深夜	午後10時～翌午前6時まで	
複数名訪問看護加算	I	2人の看護師等が同時に訪問を行う場合	(所要時間30分未満) 254単位/回 (所要時間30分以上) 402単位/回
	II	看護師等と看護補助者が同時に訪問を行う場合	(所要時間30分未満) 201単位/回 (所要時間30分以上) 317単位/回
看護体制強化加算 II	前6ヶ月における緊急時訪問看護、特別管理加算が一定以上算定されている事業所		1ヶ月につき300単位
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る加算 ※9		
特別管理加算	I	特別な管理を要する場合 ※10	500単位
	II	特別な管理を要する場合 ※11	250単位
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合		2,500単位
長時間訪問看護加算	特別管理加算の方が対象 90分を超える訪問看護に対して加算		1回につき 300単位
初回加算	I	新規（利用者が過去2ヶ月訪問看護を受けていない方）に新たに訪問看護計画を作成した場合で、病院・診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問した場合	月に1回初回 350単位
	II	新規（利用者が過去2ヶ月訪問看護を受けていない方）に新たに訪問看護計画を作成した場合で、病院・診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に訪問した場合	月に1回初回 300単位
緊急時訪問看護加算	I	計画外の緊急時の訪問に対して加算 基準に適合する場合 ※12 ※利用者の希望により、契約が必要	1ヶ月につき 600単位
	II	基準に適合しない場合 ※12 ※利用者の希望により、契約が必要	1ヶ月につき 574単位
サービス体制強化加算	サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価するための加算 ※13		1回につき 6単位
口腔連携強化加算			1回につき 50単位
エンゼルケア	死後の処置		保険外 12,000円(税込)

※9 イ)緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門的研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合

・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者 ・真皮を超える褥瘡の状態にある利用者 ・人工肛門又は人工膀胱を増設している者で管理が困難な者

ロ)特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合

・診療報酬における手順書加算を算定する利用者

※10 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している

※11 在宅自己腹腔灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている、人工肛門や人工膀胱を設置、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※12 (1)利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること (2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の整備が行われていること

上記の基準のいずれも適合する場合を(Ⅰ)、(Ⅰ)のみ該当する場合を(Ⅱ)とする

※13 すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること

利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1か月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること

すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること

看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

【訪問看護・医療保険利用者料金表】

「1.訪問看護基本療養費」+「2.訪問看護管理療養費」+「3.加算」が利用料となります。

【2024年6月 改訂版】

1. 訪問看護基本療養費 ※ I～IIIのいずれか		
訪問看護基本療養費 I	看護師の訪問看護	1日につき1回 (週3日まで) 5,550円 (週4日以降) 6,550円
	准看護師の訪問看護	1日につき1回 (週3日まで) 5,050円 (週4日以降) 6,050円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、 褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る 専門の研修を受けた看護師による場合	1日につき1回 12,850円
	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の訪問看護	1日につき1回 5,550円
訪問看護基本療養費 II	看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 (週3日まで) 5,550円 (週4日以降) 6,550円
	看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 (週3日まで) 2,780円 (週4日以降) 3,280円
	准看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 (週3日まで) 5,050円 (週4日以降) 6,050円
	准看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 (週3日まで) 2,530円 (週4日以降) 3,030円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、 褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る 専門の研修を受けた看護師による場合	1日につき1回 12,850円
	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 5,550円
	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 2,780円
訪問看護基本療養費 III	外泊中の方の訪問看護について算定	8,500円

2. 訪問看護管理療養費		
訪問看護管理療養費	機能強化型訪問看護管理療養費 1	1日につき1回 (月の初日) 13,230円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円
	機能強化型訪問看護管理療養費 2	1日につき1回 (月の初日) 10,030円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円
	機能強化型訪問看護管理療養費 3	1日につき1回 (月の初日) 8,700円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円
	上記以外 ※当訪問看護ステーションは、こちらに該当します	1日につき1回 (月の初日) 7,670円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円

※1 訪問看護管理療養費1の基準 訪問看護ステーション利用者のうち、同一建物居住者(当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者を言う。以下同じ。)であるものが占める割合が7割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。

イ 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。

ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度による判定が40以下の利用者の数が月に5人以上であること。

3. 加算		
◇基本療養費の加算		
難病等複数回訪問加算	特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者 ※同一日には、1ヶ所のステーションに限る	1日2回訪問 (同一建物に1～2人) 4,500円 (同一建物に3人以上) 4,000円 1日3回訪問 (同一建物に1～2人) 8,000円 (同一建物に3人以上) 7,200円
緊急訪問看護加算	在宅療養支援病院の指示に基づき、看護師が緊急に訪問看護を実施した場合	1日につき (月14日目まで) 2,650円 (月15日目以降) 2,000円
長時間訪問看護加算	週1回(15歳未満の長重症児又は準長重症児の場合週3回)を限度 90分以上の訪問看護に連続して行われる場合	1回につき 5,200円
乳幼児加算	6歳未満の利用者	1日につき1回 1,300円 (厚労省が定める者※2の場合 1,800円)
複数名訪問加算	看護師と他の看護師等と一緒に訪問する場合 ※看護師等＝保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	週1回 (同一建物内に1～2人) 4,500円 (同一建物内に3人以上) 4,000円
	看護師と准看護師と一緒に訪問する場合	週1日 (同一建物内に1～2人) 3,800円 (同一建物内に3人以上) 3,400円
	看護師と看護補助者が一緒に訪問する場合	週3日 (同一建物内に1～2人) 3,000円 (同一建物内に3人以上) 2,700円 特別な条件の場合は週4日以上可※3
	看護師と看護補助者が複数回一緒に訪問する場合	1日1回 (同一建物内に1～2人) 3,000円 (同一建物内に3人以上) 2,700円 1日2回 (同一建物内に1～2人) 6,000円 (同一建物内に3人以上) 5,400円 1日3回以上 (同一建物内に1～2人) 10,000円 (同一建物内に3人以上) 9,000円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(午後6時～午後10時まで)	1回につき 2,100円
深夜訪問看護加算	早朝(午前6時～午前8時まで)	
	深夜(午後10時～翌6時まで)	
◇管理療養費の加算		
24時間対応体制加算	利用者又は家族等からの電話に常時対応でき、 緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合 ※利用者の希望により、契約が必要	月1回 (看護師負担軽減の取組※4あり) 6,800円 (看護師負担軽減の取組※4なし) 6,520円
特別管理加算	特別な管理を要する場合 ※5	月1回 5,000円
	特別な管理を要する場合 ※6	月1回 2,500円
◇その他の加算		
訪問看護情報提供療養費	担当地域の保健所へ情報提供した場合 ※利用者の希望により、契約が必要	月1回 1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケアに際しての加算	25,000円
退院時共同指導加算	1回・病名により2回まで	8,000円
+特別指導加算	特別管理加算の対象のみ	2,000円
退院時支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
	退院日の訪問で特別管理加算の該当する方の長時間訪問	8,400円
在宅患者連携指導加算	月1回まで	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回まで	2,000円
看護・介護職員連携強化加算	月1回まで	2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	同意の下、オンライン資格確認等システムにて利用者の診療情報を取得	50円

※2 1.超重症児又は準重症症児 2.特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者 3.特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者

※3 1.末期の悪性腫瘍、神経難病等 2.特別管理加算対象者(下記※5,6) 3.特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている

上記(※3)のいずれかの場合

①1回/日 3,000円 ②2回/日 6,000円 ③3回以上/日 10,000円 (算定回数に制限なし)

※4 次に掲げる24時間体制における看護業務の負担軽減の取組に関する内容のうち、ア又はイを含む2項目以上を満たしていること

ア)夜間対応した翌日の勤務感覚の確保 イ)夜間対応にかかる勤務の連続回数が2回まで ウ)夜間対応後の暦日の休日確保

エ)夜間金の二重を踏まえた勤務体制の工夫 オ)ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減 カ)電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

※5 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している

※6 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続胸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている、人工肛門や人工膀胱を設置、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

保険の種類や患者様の自己負担の割合		
後期高齢者	1割または3割(一定所得の方)	
社会保険	高齢受給者	1割または3割
国民健康保険	一般患者	3割 (義務教育就学前までは2割)

※ 受給者証の種類によっては公費負担が適応になり、負担が軽減される場合があります。

医療保険サービス提供時間が2時間を超える場合は、別途料金がかかります。

長時間訪問看護サービス【保険適用外】		
9:00～18:00	30分ごと	4,000円
5:00～9:00 / 18:00～22:00	30分ごと	5,000円
22:00～翌5:00	30分ごと	6,000円

【精神科訪問看護・医療保険利用者料金表】

「1.精神科訪問看護基本療養費」+「2.精神科訪問看護管理療養費」+「3.加算」が利用料となります。

【2024年6月 改訂版】

1. 精神科訪問看護基本療養費 ※ I、III、IVのいずれか		
精神科訪問看護基本療養費 I	看護師又は作業療法士の訪問看護（30分以上）	1日につき1回 (週3日まで) 5,550円 (週4日以降) 6,550円
	看護師又は作業療法士の訪問看護（30分未満）	1日につき1回 (週3日まで) 4,250円 (週4日以降) 5,100円
	准看護師の訪問看護（30分以上）	1日につき1回 (週3日まで) 5,050円 (週4日以降) 6,050円
	准看護師の訪問看護（30分未満）	1日につき1回 (週3日まで) 3,870円 (週4日以降) 4,720円
精神科訪問看護基本療養費 III	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、 褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る 専門の研修を受けた看護師による場合	1日につき1回 12,850円
	看護師又は作業療法士の訪問看護（30分以上） 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 (週3日まで) 5,550円 (週4日以降) 6,550円
	看護師又は作業療法士の訪問看護（30分未満） 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 (週3日まで) 4,250円 (週4日以降) 5,100円
	看護師又は作業療法士の訪問看護（30分以上） 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 (週3日まで) 2,780円 (週4日以降) 3,280円
	看護師又は作業療法士の訪問看護（30分未満） 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 (週3日まで) 2,130円 (週4日以降) 2,550円
	准看護師の訪問看護（30分以上） 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 (週3日まで) 5,050円 (週4日以降) 6,050円
	准看護師の訪問看護（30分未満） 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 (週3日まで) 3,870円 (週4日以降) 4,720円
	准看護師の訪問看護（30分以上） 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 (週3日まで) 2,530円 (週4日以降) 3,030円
	准看護師の訪問看護（30分未満） 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 (週3日まで) 1,940円 (週4日以降) 2,360円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、 褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る 専門の研修を受けた看護師による場合	1日につき1回 12,850円
精神科訪問看護基本療養費 IV	外泊中の方の訪問看護について算定	8,500円

2. 訪問看護管理療養費		
精神科訪問看護管理療養費	機能強化型訪問看護管理療養費 1	1日につき1回 (月の初日) 13,230円 (2日目以降) ※1 精神科訪問看護管理療養費1 3,000円 精神科訪問看護管理療養費2 2,500円
	機能強化型訪問看護管理療養費 2	1日につき1回 (月の初日) 10,030円 (2日目以降) ※1 精神科訪問看護管理療養費1 3,000円 精神科訪問看護管理療養費2 2,500円
	機能強化型訪問看護管理療養費 3	1日につき1回 (月の初日) 8,700円 (2日目以降) ※1 精神科訪問看護管理療養費1 3,000円 精神科訪問看護管理療養費2 2,500円
	上記以外 ※当訪問看護ステーションは、こちらに該当します	1日につき1回 (月の初日) 7,670円 (2日目以降) ※1 精神科訪問看護管理療養費1 3,000円 精神科訪問看護管理療養費2 2,500円

※1 訪問看護管理療養費1の基準 訪問看護ステーション利用者のうち、同一建物居住者(当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者を言う。以下同じ。)であるものが占める割合が7割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。

イ 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。

ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度による判定が40以下の利用者の数が月に5人以上であること。

3. 加算		
◇基本療養費の加算		
難病等複数回訪問加算	精神科特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者 ※同一日には、1ヶ所のステーションに限る	1日2回訪問 (同一建物に1～2人) 4,500円 (同一建物に3人以上) 4,000円 1日3回訪問 (同一建物に1～2人) 8,000円 (同一建物に3人以上) 7,200円
精神科緊急訪問看護加算 (緊急訪問毎)	在宅療養支援病院の指示に基づき、看護師が緊急に訪問看護を実施した場合	1日につき (月14日目まで) 2,650円 (月15日目以降) 2,000円
長時間精神科訪問看護加算	週1回 (15歳未満の長重症児又は準長重症児の場合週3回) を限度 90分以上の訪問看護に連続して行われる場合	1回につき 5,200円
精神科複数名訪問加算	看護師と他の看護師等と一緒に訪問する場合 ※看護師等 = 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士	1日1回 4,500円 1日2回 9,000円 1日3回 14,500円
	看護師と准看護師と一緒に訪問する場合	週1日 (同一建物内に1～2人) 3,800円 (同一建物内に3人以上) 3,400円
	看護師と看護補助者が一緒に訪問する場合	週3日 (同一建物内に1～2人) 3,000円 (同一建物内に3人以上) 2,700円 特別な条件の場合は週4日以上可※3
	看護師と看護補助者が複数回一緒に訪問する場合	1日1回 (同一建物内に1～2人) 3,000円 (同一建物内に3人以上) 2,700円 1日2回 (同一建物内に1～2人) 6,000円 (同一建物内に3人以上) 5,400円 1日3回以上 (同一建物内に1～2人) 10,000円 (同一建物内に3人以上) 9,000円
夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	夜間 (午後6時～午後10時まで) 早朝 (午前6時～午前8時まで) 深夜 (午後10時～翌6時まで)	1回につき 2,100円 1回につき 4,200円
◇管理療養費の加算		
24時間対応体制加算	利用者又は家族等からの電話に常時対応でき、 緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合 ※利用者の希望により、契約が必要	月1回 (看護師負担軽減の取組※4あり) 6,800円 (看護師負担軽減の取組※4なし) 6,520円
特別管理加算	特別な管理を要する場合 ※5 特別な管理を要する場合 ※6	月1回 5,000円 月1回 2,500円
◇その他の加算		
訪問看護情報提供療養費	担当地域の保健所へ情報提供した場合 ※利用者の希望により、契約が必要	月1回 1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケアに際しての加算	25,000円
退院時共同指導加算	1回・病名により2回まで	8,000円
+特別指導加算	特別管理加算の対象のみ	2,000円
退院時支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
	退院日の訪問で特別管理加算の該当する方の長時間訪問	8,400円
在宅患者連携指導加算	月1回まで	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回まで	2,000円
看護・介護職員連携強化加算	月1回まで	2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	同意の下、オンライン資格確認等システムにて利用者の診療情報を取得	50円

- ※2 1. 超重症児又は準超重症児 2. 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者 3. 特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者
- ※3 1. 末期の悪性腫瘍、神経難病等 2. 特別管理加算対象者(下記※5,6) 3. 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている
上記(※3)のいずれかの場合
①1回/日 3,000円 ②2回/日 6,000円 ③3回以上/日 10,000円 (算定回数に制限なし)
- ※4 次に掲げる24時間体制における看護業務の負担軽減の取組に関する内容のうち、ア又はイを含む2項目以上を満たしていること
ア)夜間対応した翌日の勤務感覚の確保 イ)夜間対応にかかる勤務の連続回数が2回まで ウ)夜間対応後の暦日の休日確保
エ)夜間金の二重を踏まえた勤務体制の工夫 オ)ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減 カ)電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保
- ※5 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している
- ※6 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続胸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている、人工肛門や人工膀胱を設置、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

保険の種類や患者様の自己負担の割合		
後期高齢者	1割または3割 (一定所得の方)	
社会保険	高齢受給者	1割または3割
国民健康保険	一般患者	3割 (義務教育就学前までは 2割)

※ 受給者証の種類によっては公費負担が適応になり、負担が軽減される場合があります。

医療保険サービス提供時間が2時間を超える場合は、別途料金がかかります。

長時間訪問看護サービス【保険適用外】		
9:00～18:00	30分ごと	4,000円
5:00～9:00 / 18:00～22:00	30分ごと	5,000円
22:00～翌5:00	30分ごと	6,000円

(5) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（自費による訪問看護の場合）について

項目	時間	日中帯	早朝・夜間帯	深夜帯
保険適用外の看護	30分以上 1時間未満	9,000円	11,250円	13,500円

4 その他の費用について

① 交通費	交通費は不要です。		
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	24時間前までのご連絡の場合	2,000円	
	12時間前までにご連絡の場合	4,000円	
	12時間前までにご連絡のない場合	8,000円	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合） その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者宛にお届け（郵送）します。
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他費用の支払い方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振込み <u>以下の銀行口座へお振込み、お願いします。</u> 三菱 UFJ 銀行 藤井寺支店 普通預金 口座番号：0357500 口座名義：株式会社つなぐ (イ) 現金支払い (ウ) 口座引落し 2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	中島 寛之
	連絡先電話番号	06-6318-6712
	同ファックス番号	06-6318-6713
	受付日及び受付時間	24 時間 365 日

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者的心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ区市町村へ報告します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。

虐待防止に関する責任者	中島 寛之
-------------	-------

- (4) 身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時にし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
 - ①切迫性：利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - ②非代替性（ひだいたいせい）：身体拘束その他の行動制限に代わる対応方法がない
 - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備しています。
- (7) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (8) 介護相談員を受入れます。
- (9) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとしします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>2 個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用者の意向に基づき作成したものです。

訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先 : 06-6318-6712)

(1) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額
(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額				円	円

(2) その他の費用

①交通費の有無	4-①記載のとおりです。
②キャンセル料	4-②記載のとおりです。

(3) 1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	
----------	--

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

<苦情申し立ての窓口>

【訪問看護ステーションなごみ】 中島 寛之	所在地 大阪府吹田市広芝町 7-26-408 電話番号 06-6318-6712 ファックス番号 06-6318-6713 受付時間 平日 AM9:00~PM6:00
【吹田市】 高齢福祉室 介護保険グループ	所在地 吹田市泉町 1-3-40（低層棟 1 階、仮設棟） 電話番号 06-6384-1341 ファックス番号 06-6368-7348 受付時間 平日 AM9:00~PM5:00
【豊中市】 豊中市健康福祉サービス 苦情調整委員会	所在地 豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所第二庁舎 3 階 電話番号 06-6858-2815 受付時間 毎週水曜 PM1:00~PM4:00（要予約）
【池田市】 福祉部 高齢者政策推進室 介護保険課	所在地 池田市城南 1-1-1 電話番号 072-754-6228 ファックス番号 072-752-1495 受付時間 平日 AM8:45~PM5:15
【茨木市】 茨木市介護保険苦情調整委員会	所在地 茨木市駅前 3-8-13 茨木市健康福祉部長寿介護課 電話番号 072-620-1639 受付時間 平日 AM9:00~PM5:00
【寝屋川市】 高齢介護室 介護保険グループ	所在地 大阪府寝屋川市池田西町 24-5 電話番号 072-838-0518 ファックス番号 072-838-0102 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【藤井寺市】 福祉部 高齢介護課	所在地 藤井寺市岡 1-1-1 電話番号 072-939-1111 ファックス番号 072-939-1739 受付時間 平日 AM9:00~PM5:00
【東大阪市】 福祉部 高齢介護室 介護保険料課	所在地 東大阪市荒本北 1-1-1 電話番号 06-4309-3188 ファックス番号 06-4309-3814 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【大阪市】 大阪市介護サービス相談センター	所在地 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331 （船場センタービル 7 号館 3 階） 電話番号 06-6241-6310 ファックス番号 06-6241-6608 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【東淀川区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市東淀川区豊新 2-1-4 電話番号 06-4809-9859 ファックス番号 06-6327-2840 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30

【浪速区】 保健福祉課 高齢者支援グループ	所在地 大阪市浪速区敷津東 1-4-20 電話番号 06-6647-9859 ファックス番号 06-6644-1937 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【西成区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市西成区岸里 1-5-20 電話番号 06-6659-9859 ファックス番号 06-6659-9468 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【生野区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市生野区勝山南 3-1-19 電話番号 06-6715-9859 ファックス番号 06-6715-9967 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【平野区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市平野区背戸口 3-8-19 電話番号 06-4302-9859 ファックス番号 06-4302-9943 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【旭区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市旭区大宮 1-1-17 電話番号 06-6957-9857 ファックス番号 06-6952-3247 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【阿倍野区】 保健福祉課 介護保険グループ	所在地 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40 電話番号 06-6622-9859 ファックス番号 06-6621-1434 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【東成区】 保健福祉課 介護保険・高齢福祉グループ	所在地 大阪市東成区大今里西 2-8-4 電話番号 06-6977-9859 ファックス番号 06-6972-2781 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【奈良県天理市】 健康福祉部 介護福祉課	所在地 奈良県天理市川原城町 605 番地 電話番号 0743-63-1001 受付時間 平日 AM8:30~PM5:15
【奈良県三郷町】 住民福祉部 長寿介護課	所在地 奈良県生駒郡三郷町勢野西 1-2-1 福祉保健センター内 電話番号 0745-43-7323 受付時間 平日 AM8:30~PM5:15
【宝塚市】 健康福祉部 介護保険課	所在地 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号 電話番号 0797-77-2136 ファックス番号 0797-71-1355 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【介護保険担当窓口】 大阪府介護保険審査会	所在地 大阪市中央区大手前 2-1-22 大阪府 福祉部 高齢介護室 介護支援課 電話番号 06-6941-0351 受付時間 平日 AM9:00~PM5:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 中央大通り FN ビル内 電話番号 06-6949-5418 受付時間 平日 AM9:00~PM5:00

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府吹田市広芝町 7-26 EPOCH 江坂ビル 408 号室		
	法人名	株式会社つなぐ		
	代表者名	代表取締役	西田 幸太郎	印
	事業所名	訪問看護ステーションなごみ		
	説明者氏名	印		

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所			
	氏 名	印		

代理人	住 所			
	氏 名	印		

個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的
 - (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
 - (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所される事に伴う必要最小限度の情報の提供
 - (3) 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供
2. 使用する事業者の範囲
利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者
3. 使用する期間
契約で定める期間
4. 条件
個人情報の提供は必要最小限度とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと

株式会社つなぐ
訪問看護ステーションなごみ 御中

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<家族の代表>

住所

氏名

印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者>

住所

氏名

印

同意書

法人名 株式会社つなぐ
事業所名 訪問看護ステーションなごみ
代表者 代表取締役 西田 幸太郎

- 緊急時訪問看護及び予防緊急時訪問看護
- 複数名訪問看護加算（精神科訪問看護も含む）
- 複数回訪問看護加算（精神科訪問看護も含む）

私は、担当者より重要事項説明書紙で上記チェック項目について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 氏名 印

家族 氏名 印

(利用者との関係)

(代筆)代筆者 氏名 印